

税制上の優遇措置の概要

「法人」の場合

法人税

次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

- 1 寄付金の合計額
- 2 特別損金算入限度額

$$[(\text{資本金等の額} \times 0.375\%) + (\text{所得の金額} \times 6.25\%)] \div 2$$

注: 寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。

「個人」の場合

源泉徴収をした残りの金額から確定申告により募金の額を差し引くことができます。

所得税

2つの方式による、有利な方を選択

- 1 税額控除方式 (合計寄附金額 - 2,000 円) × 40%
- 2 所得控除方式 (合計寄附金額 - 2,000 円) × 所得税率

個人住民税 (自治体によっては寄附金額の最大 10%の控除)

- 1 都道府県民税 (寄附額 - 2,000 円) × 4%(最大)
- 2 市町村住民税 (寄附額 - 2,000 円) × 6%(最大)

優遇措置に対応する領収書を発行しています。

詳細は、お住いの地域の税務署や自治体にお問合せください。